事業主各位

労務 ROAD

令和６年４月からの労働条件明示変更について②

令和６年４月から、労働条件明示等のルールが改正されます。
労務 ROAD 891 号(本年２月 12 日配信号)では、「有期労働契約／無期労働契約」などの基本的な用語について解説しました。第二弾の今回は、改正によって変更となる明示事項についてお知らせします。

労働条件の明示事項

・労働契約を結ぶ（更新の場合も含む）際、使用者は労働者に対し、労働条件を明示する必要があります。
・①～⑥（昇給は除く）については、書面を交付して明示しなければなりません。
・なお、⑦～⑭については、使用者がこれらに関する定めを設ける場合は、明示する必要があります。

①労働契約の期間
②期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準
③就業の場所及び従事すべき業務
④始業及び終了の時刻、休憩時間、休日等
⑤賃金、昇給
⑥退職
⑦退職手当
⑧臨時に支払われる賃金（退職手当を除く）、賞与及び最低賃金額等
⑨労働者に負担させるべき食費、作業用品その他
⑩安全及び衛生
⑪職業訓練
⑫災害補償及び業務外の傷病扶助
⑬表彰及び制裁
⑭休職

令和６年４月から追加される労働条件の明示事項

新しく追加される明示事項	明示のタイミング
（1）就業場所・業務の変更の範囲	・全ての労働契約の締結時 ・有期労働契約の更新時
（2）更新上限の有無と内容	・有期労働契約の締結時 ・有期労働契約の更新時
（3）無期転換申込機会 **（4）無期転換後の労働条件**	・無期転換ルールに基づく無期転換申込権が発生する契約の更新時

（1）「就業場所・業務の変更の範囲」の記載例（労働条件通知書）

【就業場所・業務に限定がない場合】（例）

就業場所	（雇入れ直後） **〇〇営業所**	（変更の範囲） **会社の定める場所**
従事すべき業務	（雇入れ直後） **広告営業**	（変更の範囲） **会社の定める業務**

※変更が無い場合は、「変更無し」と記載

（2）「更新上限の有無と内容」について

▶更新上限の明示事項
有期労働契約の締結と契約更新のタイミングごとに、更新上限（通算契約期間または更新回数の上限）がある場合には、その内容の明示が必要になります。

▶更新上限を新設・短縮しようとする場合の説明事項
更新上限を新たに設ける場合や、更新上限を短縮する場合は、あらかじめ（更新上限の新設・短縮をする前のタイミングで）更新上限を設定する・短縮する理由を労働者に説明することが必要になります。

【厚生労働省より】

労務 ROAD のバックナンバーでもご案内しておりますので、ご覧下さい。URL はこちら➡

867 号：https://k-s-j.net/wp-content/uploads/2023/08/労務 ROAD-VOL.867（2308-4）.pdf
878 号：https://k-s-j.net/wp-content/uploads/2023/11/労務 ROAD-VOL.878（2311-2）.pdf
891 号：https://k-s-j.net/wp-content/uploads/2024/02/労務 ROAD-VOL.891（2402-2）.pdf

VOL.896
（2403-3）

社会保険労務士法人イデア
〒541-0054
大阪市中央区南本町
2-6-12
サンマリオンタワー16F
TEL:06-6224-0264
FAX:06-6224-0265
H P: https://k-s-j.net/
編集：君野・浜井・茅原・石田

社長が入れる
労災保険のことなら
「葛城経営研究会」
詳しくは、
06-6224-0480 まで！

先日、丹波篠山に猪鍋と猪焼肉を食べに行きました。あっさりしていて脂は甘みがあって、とっても美味しかったです♪鍋の最後の〆は、残った出汁で半熟卵を作り、ご飯に乗せて、そこにさらに鍋の出汁をかけて食べるのがお勧めです(*^-^*)機会があればお試しください。人気なので予約必須です！

（濱詰）

３月労務スケジュール

・３月末退職者の手続き
・４月入社の準備
・３月・４月の従業員家族の異動確認（就職など）